



第 4 1 4 号

ト ラ ン ク ル ー ム 認 定 証

宮城県仙台市宮城野区苦竹3丁目6番10号

協和運輸倉庫株式会社

代表取締役社長 高橋 信雄 殿

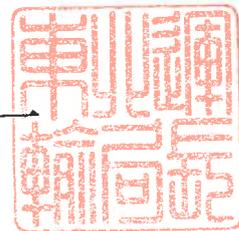
倉庫業法(昭和31年法律第121号)第25条の規定により、下記に掲げるトランクルーム
を認定する。

記

- 1, トランクルームの名称及び位置
協和運輸倉庫株式会社 中央第二事業所
宮城県仙台市宮城野区苦竹三丁目6番10号
(4階一部分)
- 2, トランクルームの性能
常温・常湿

平成 14 年 9 月 5 日

東北運輸局長 久米 正一





第 4 1 5 号

ト ラ ン ク ル ー ム 認 定 証

宮城県仙台市宮城野区苦竹3丁目6番10号

協和運輸倉庫株式会社

代表取締役社長 高橋 信雄 殿

倉庫業法(昭和31年法律第121号)第25条の規定により、下記に掲げるトランクルーム
を認定する。

記

- 1, トランクルームの名称及び位置
協和運輸倉庫株式会社 中央第三事業所紙センター倉庫
宮城県仙台市宮城野区苦竹三丁目6番10号
(2階の一部)
- 2, トランクルームの性能
定温・定湿

平成 14 年 9 月 5 日

東北運輸局長 久米 正一

